

2022年6月施行

第39条の2～第39条の26

マイクロチップ（MC）の装着等の義務化

① 犬猫等販売業者へのMCの装着、情報登録の義務化

※犬猫販売業者以外については、装着は努力規定

② MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録の義務化

③ 狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例（ワンストップサービス）

○MC装着に伴う犬の情報登録時には、求めにより市町村長に通知

○装着されたMCは、狂犬病予防法上の鑑札とみなす

（第39条の7）

④ 都道府県等による所有者への指導・助言（努力義務）

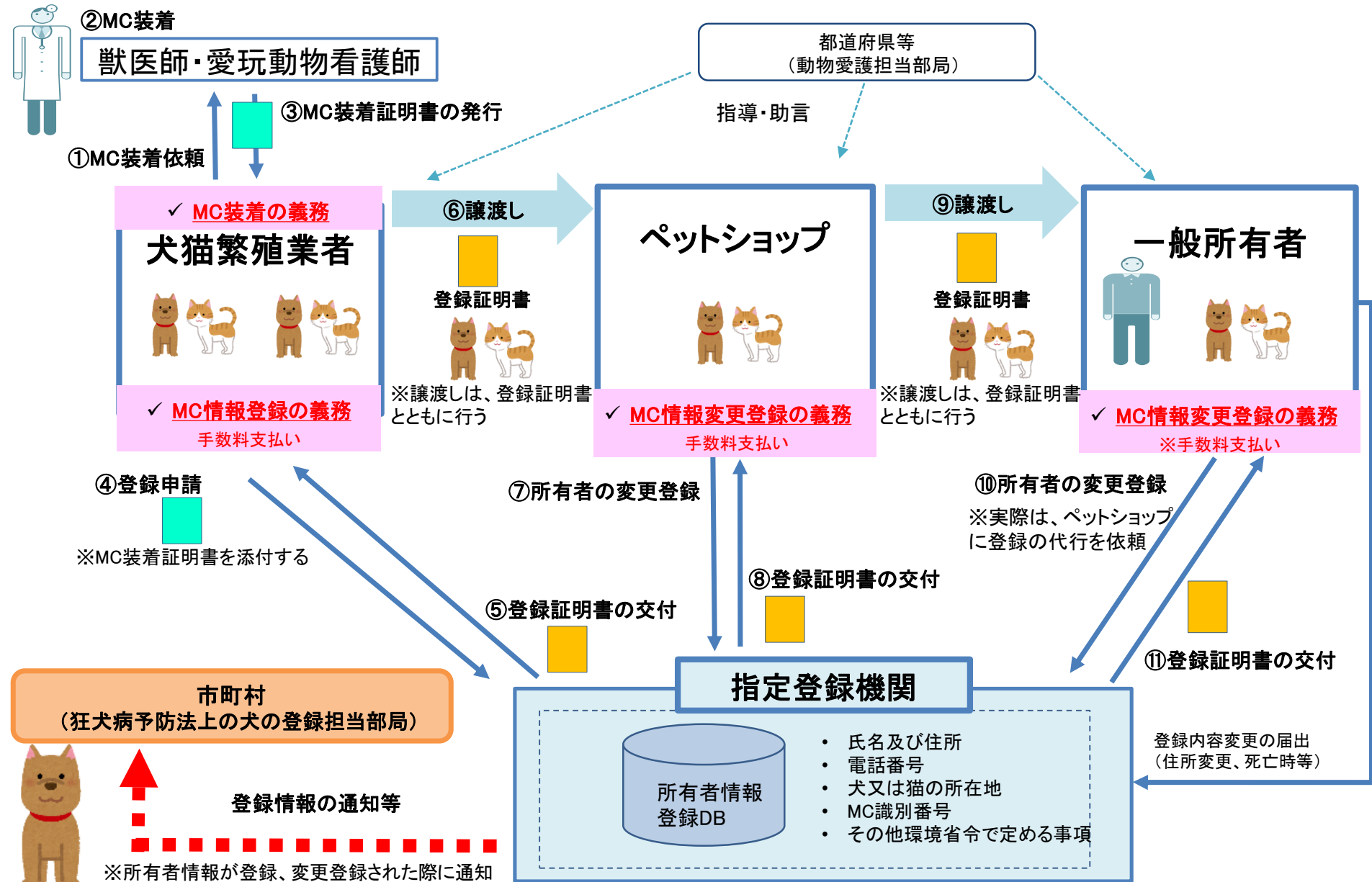
⑤ 環境大臣による指定登録機関の指定

○環境大臣が指定する者に、登録等の業務を行わせることができる

○環境大臣は、事業計画の認可、立入検査等を行う

（第39条の10～26）

犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ(販売ルート)



狂犬病予防法とのワンストップサービス

※犬に装着されているMCを狂犬病予防法上の鑑札とみなす

犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ(販売ルート以外)



②MC装着

獣医師・愛玩動物看護師

※MCを装着した場合には、指定登録機関への登録を必ずすること。

①MC装着依頼

③MC装着証明書の発行

✓ **MC装着の努力義務**

【所有者】
動物愛護団体、飼い主

✓ **MC情報登録の義務**
手数料支払い

⑥譲渡し

登録証明書

※譲渡しは、登録証明書とともに行う

【所有者】
飼い主

✓ **所有者変更登録の義務**
手数料支払い

④MC登録申請

⑤登録証明書の交付

⑦所有者の変更登録

⑧登録証明書の交付

※MC装着証明書を添付する

市町村
(狂犬病予防法上の犬の登録担当部局)

登録情報の通知等

※所有者情報が登録、変更登録された際に通知

指定登録機関

所有者情報
登録DB

- ・ 氏名及び住所
- ・ 電話番号
- ・ 犬又は猫の所在地
- ・ MC識別番号
- ・ その他環境省令で定める事項

登録内容変更の届出
(住所変更、死亡届等)

狂犬病予防法とのワンストップサービス

※犬に装着されているMCを狂犬病予防法上の鑑札とみなす

指定登録機関の拾得犬猫の返還概念図

